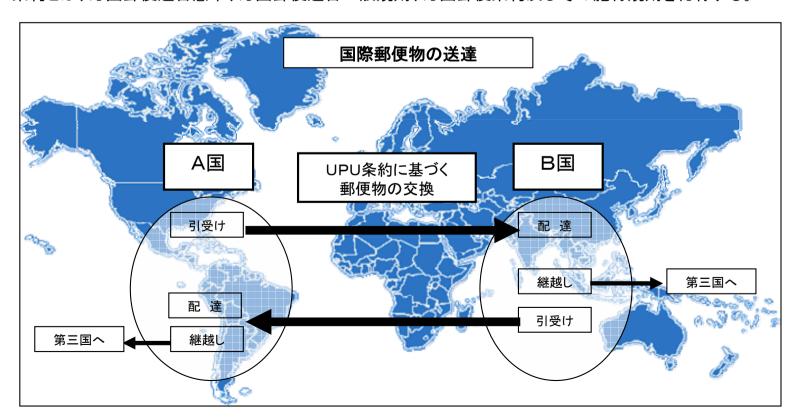
国際郵便に関する現状と最近の動向

平成19年10月18日 事務局

国際郵便に関する基本的事項① 国際郵便の仕組み

- 国際郵便は、万国郵便連合(UPU)条約(※)に基づき、加盟国間で交換されている。
- UPU条約は、名あて国との直接交換、又は第三国への継越しを保障することによって、郵便が 全世界に届けられる仕組みを提供している。
 - ※UPUは、郵便業務の効率的運営によって諸国民間の通信連絡を増進し、かつ、文化、社会及び経済の分野における国際協力という目的の達成に貢献するために、1874年(明治7年)に設立された国連の専門機関(加盟: 191ヵ国・地域)。我が国は1877年 (明治10年)に加盟。
 - ※UPU条約とは、万国郵便連合憲章、万国郵便連合一般規則、万国郵便条約及びその施行規則を総称する。



国際郵便に関する基本的事項② 業務区分

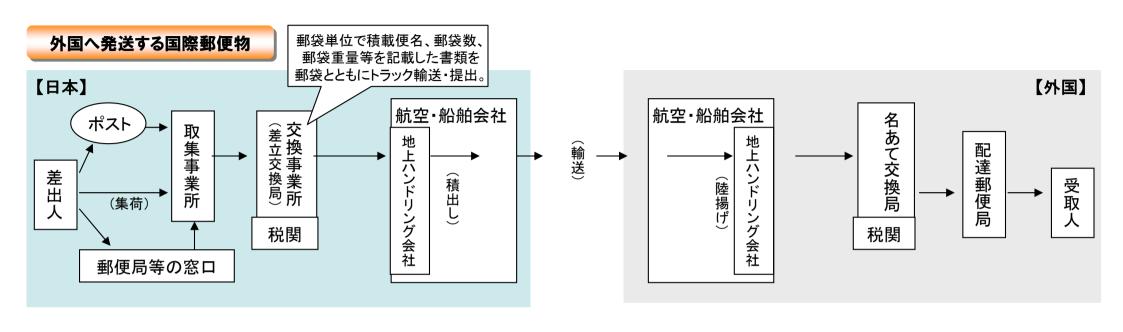
- 〇 UPUのルールの下、各国の「郵政庁」(我が国では、総務省及び郵便事業株式会社)が、郵便の業務に係る UPU条約上の取り決めを遂行する中で、国際郵便サービスを提供。
 - ※国営事業体のみならず民営化された郵便事業体も責任主体たり得る。
- UPU条約においては、国際郵便は、基礎業務、追加業務、その他の業務に区分される。

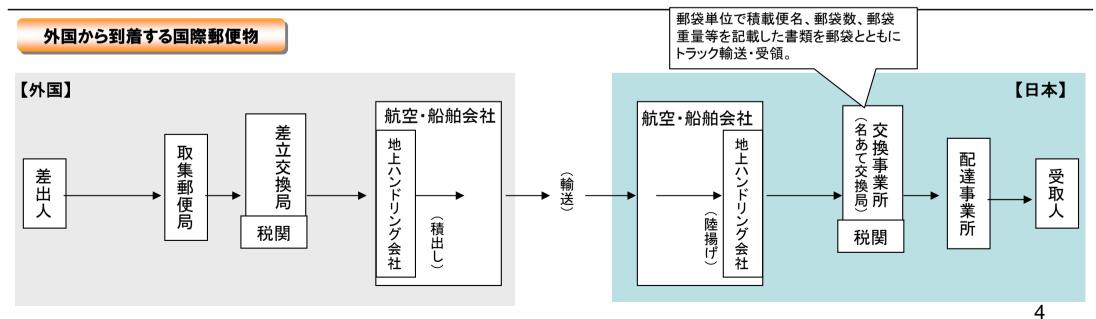
国際郵便の業務区分

業務の区分	義務/任意の別	主な具体的役務
基 礎 業 務 (条約第12条)	義 務	通常郵便物、小包郵便物
追加の業務 (条約第13条)	義 務	書留、受取通知の返信業務、国際郵便料金受取人払業務の返信業務、国際返信切手券の引換え
	任 意	保険付、速達、受取通知、国際郵便料金受取人払業務、国際返信切手券の販売
そ の 他 (条約第14条)	任 意	国際スピード郵便(EMS)、電子郵便

⁽注)我が国においては、郵便法第68条の規定に基づき、郵便の役務に関する提供条件について、公社が郵便約款を定め、総務大臣が認可している。

国際郵便物の一般的な取扱いの流れ





我が国における国際郵便サービスの概要 ①

国際郵便物の区分

● 通常郵便物

(大きさに関する条件は省略)

	種類		重量制限		
書状 〇 特)特定の人にあてた通信文書を筆書したものを内容とする郵便物で、郵便葉書でないもの			
郵便葉書 〇 郵便事業株		○ 郵便事業株式会社が発行する国際郵便葉書及び私製の郵便葉書	_		
 点字郵便物 		○ 点字の書状、点字の記号を有する原版又は郵便事業会社の指定を受けた施設から差し出し若しくはこれらにあてる盲人用の録音物 若しくは点字用紙を内容とする郵便物			
印刷物		○ 機械的又は写真的方法(鉛版、型版又は原版の使用を含む。)により、紙、厚紙又は一般に印刷に使用されるその他の物質に2部以上を複写したものを内容とする郵便物。(例)定期刊行物、書籍、カタログ、DM、業務用書類など	5Kg以下		
	特別郵袋 印刷物	○ 同一名あて地の同一受取人にあてて特別の郵袋により発送する印刷物	30Kg以下		
小	型包装物		2Kg以下		

●小包郵便物

○ 特定の人にあてた通信文を筆書した書類以外の物(その物に添付する無封の添え状又は送状を含む。)を内容とする郵便物。 [30Kg以下。ただし、名あて国が採用している重量が30Kg未満の場合はその最大限まで]

●EMS郵便物

○ 通常郵便物又は小包郵便物の対象となる通信文、書類又は物品を航空路によって最も優先的に運送し、速達と認められる方法で配達し、かつ、その引受け及び配達について記録する郵便物。

〔30Kg以下。ただし、取扱い国、重量その他の利用条件は別に規定する差出条件による。〕

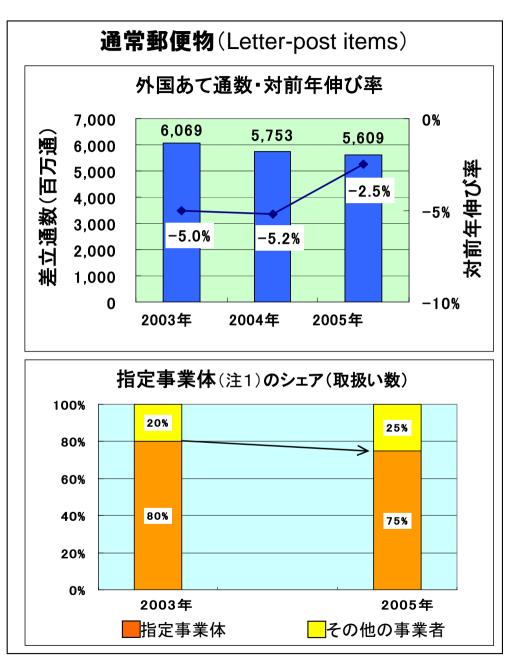
※「EMS配達時間保証」(タイムサーテンサービス)は、東京・大阪から世界6か国・地域の間でEMSを配達保証時間までに配達するサービス

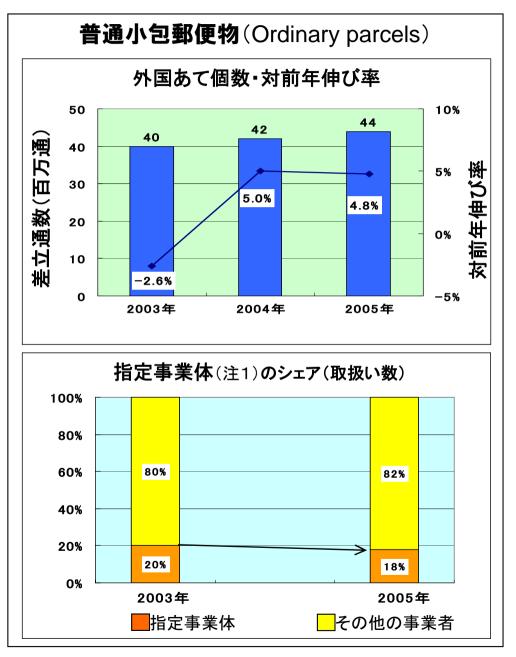
我が国における国際郵便サービスの概要 ②

送達方法、特殊取扱、その他のサービス

		対象となる国際郵便物
○ 航空扱い	・ 郵便物を差出国と名あて国間において航空路により優先的に運送する扱い	通常郵便物小包郵便物(EMS)
○ SAL扱い	郵便物を差出国と名あて国間において航空扱いとするものよりも低い優先度で航空路により運送する 扱い	- 印刷物、小型包装物及び特別郵袋印刷物 - 小包郵便物
○ 船便扱い		・ 通常郵便物・ 小包郵便物
特殊取扱		
〇 書留	郵便物の引受け及び配達を記録し、取扱中に亡失、盗取等した場合には限度額内で賠償する取扱い	• 通常郵便物
〇 速達	郵便物が配達を受け持つ名あて国の郵政庁に到着した後、郵便物を特別の配達人により速やかに配達する取扱い。 (注)当該取扱いを行う国にあてるものに限る	- 航空通常郵便物 - 航空通常郵便物 - 小包郵便物
〇 受取通知	郵便物に郵便葉書の耐力を有する特別の用紙(受取通知用紙)を添付して送達し、これに配達の際に受取人等が署名し、最も速達の線路で差出人に返送する取扱い	書留とする通常郵便物(航空書簡を除く。)保険付書状保険付小包郵便物
〇 保険付	有価証券又は有価の書類若しくは物品を包有する書状及び小包について、取扱中に亡失、盗取等した 場合に保険金額を限度として賠償する取扱い。(注)当該取扱いを行う国にあてるものに限る	- 書状及び小包 ・ 書状及び小包
国際郵便料金	 受取人払 郵便物を受け取るべき者(受取人)が、郵便物の料金を受取人において支払うことにつき、受取人の住所又は居所の郵便配達を受け持つ事業所等の承認を受けたものについて取り扱う ※ アンケートの送付、通信販売の発注書などに海外から日本への国際郵便の郵便料金を(海外の)差出人に負担させず、国内の受取人が料金と手数料を負担するもの 	・ 航空扱いとする書状及び郵便葉書 書状は、50グラム以下で一定の大きさ 以内の長方形のもの。 (「特殊取扱」とすることはできない。)
国際返信切手		
	・ 有効期間内に限り、国際郵便物の差出しに必要な郵便切手等と引き換えることができるもの ※ 先方が現地の郵便局等で原則として手紙(航空便)の基本料金分の現地切手と交換ができ、先方に郵 送料の負担をかけずに返信を受け取りたいときに利用できるクーポン	6

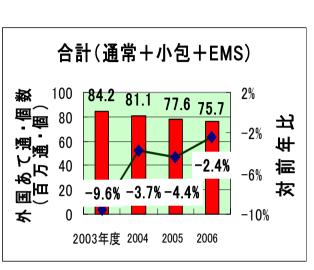
国際郵便の市場規模 ① 全世界



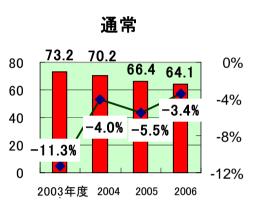


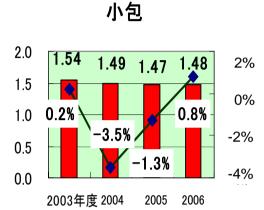
(注1)万国郵便条約上の義務を果たすべき事業体として各加盟国よりUPUに登録されている事業体 (注2)UPUウェブサイトより作成

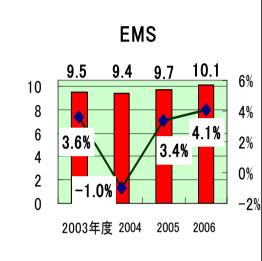
国際郵便の市場規模 ② 日本

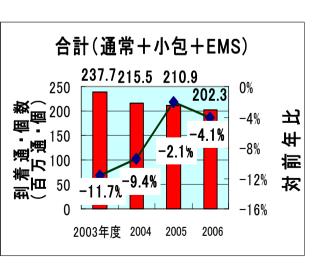


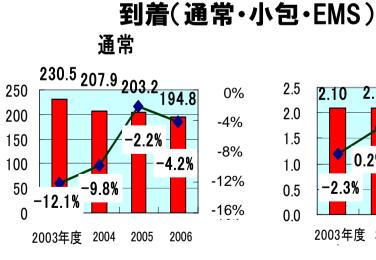
外国あて(通常・小包・EMS)

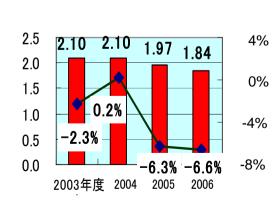




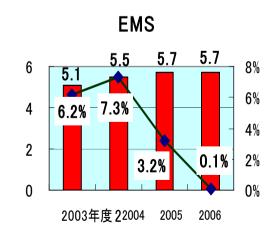








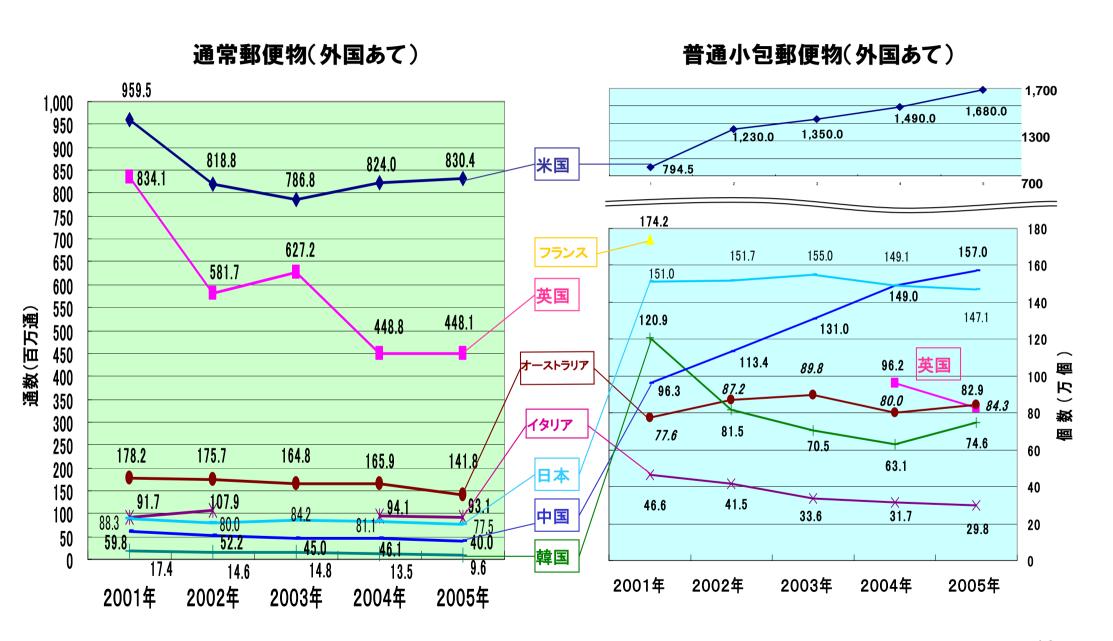
小包



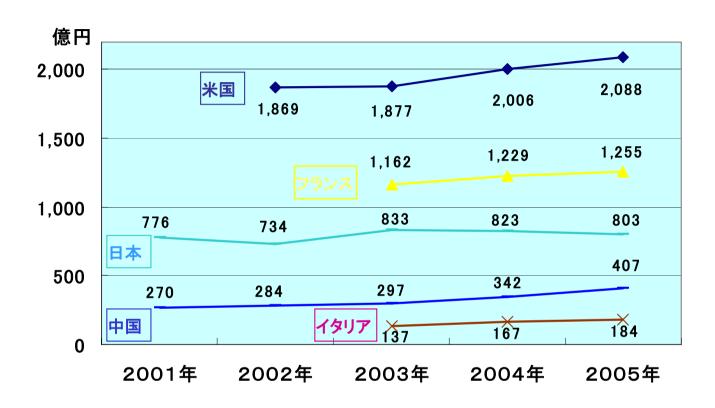
主要国の国際郵便事業体の概要

			アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	イタリア	オーストラリア	韓国	中国	日本
事	 ·業体		米国郵便庁 (USPS)	ロイヤルメール	ドイツ・ポスト (注1)	ラ・ポスト	ポステ・イタリ アーネ	オーストラリア・ポスト	郵政事業本部	中国郵政集団公司 (注2)	郵便事業株式 会社
経営形態		国営 (合衆国政府 行政部門の一 独立行政機関)	ロイヤルメール 持株式会社 (政府全株保 有)の100%子 会社	株式会社 (政府系金融機関 が31%株式保有)	公法人 (国の監督下に ある公法上の独 立法人)	株式会社 (財務省が65% 政府系金融機関 が35%株式保有)	公社 (政府所有)	政府機関の 一部		日本郵政株式 会社(政府全株 保有)の100% 子会社	
郵	便物数	(2005年)									
[[内国郵(更物 (百万個)									[
	通常郵	『便物	199, 000. 0	20, 790. 0	21, 437. 0	17, 543. 0	6, 833. 4	5, 102. 1	4, 687. 7	7, 311. 1	24, 741. 1
 	普通小	心包郵便物	2, 053. 0	_	_	_	19. 7	90. 1	75. 3	93. 8	2, 075. 0
ļ	国際郵便	更物									
	通常垂	『便物 (百万通)									
İ		外国あて	830. 4	448. 1	(注3)	(注3)	93. 1	141. 8	9. 6	40. 0	77. 5
l l		到着	500. 4			(注3)	184. 6	119. 2	41. 4	296. 3	210. 9
	普通小	\包郵便物 (万個	固)]
		外国あて	1, 680. 0	82. 9	_	'	29. 8	84. 3	74. 6	157. 0	147. 1
į		到着	1, 110. 0	560. 0		_ '	36. 1	121. 9	62. 4	102. 0	196. 7
	EMS≢	郵便物 (万通)									.
		外国あて	576. 0		_	'	116. 7	95. 4	398. 1	699. 0	967. 5
Ŀ		到着	632. 2	_	_	_ '	189. 0	131. 7	192. 3	534. 0	568. 0
	国際郵便収入 (2005年、億円)(注4)		2, 088	_	_	1, 255	184	_	_	407	803
(注	È4)2ページ 参照。	ジ後のグラフの注を			(注1)国際部門は DHLブランドで展開					(注2)従来の「国家 郵政局」の行政機 能と企業体を分離し、 企業体として2007 年1月に発足。	9

主要国における国際郵便物数の推移



主要国における国際郵便収入の推移



- (注) 各事業体の年次報告書等に示された収入額の内訳中、「国際郵便」の額を元に次の為替レートで算出したもの。 1米ドル=118.29円、1ユーロ=166.94円、1人民元=16.2円
 - · USPS年次報告書2004年、2006年
 - ・ラ・ポスト年次報告書2005年
 - ・ポステ・イタリアーネ年次報告書2004年、2005年
 - •中华人民共和国国家邮政局年报2002年、2003年、2004年、2005年
 - ・日本郵政公社(郵便)のディスクロージャー冊子2002年、2003年、2004年、2005年、2006年、2007年

1 UPUの概要

国際郵便に関するルール作り等を行う国連の専門機関

■ 設 立:1874年(明治7年)

■ 加盟国:191ヵ国・地域(日本は明治10年に加盟)

■ 所在地:ベルン(スイス)

■ 目 的:郵便業務の効果的運営によって諸国民間の通信

連絡を増進し、文化、社会及び経済の分野における

国際協力に寄与すること

大会議

全加盟国で構成 (UPUの最高機関)

- ●憲章、条約の改正
- ●4年に1回開催

管理理事会(CA)

理事国41か国で構成 (日本は現在理事国)

- 規制、組織に関する事項
- 原則、毎年秋に開催

郵便業務理事会(POC)

理事国40か国で構成 (日本は現在理事国)

- 業務、技術に関する事項
- 原則、毎年春に開催

2 最近の主な活動内容

- ① 郵便分野における民営化・事業体分離の動向への対応
- ▶ 事業体の政府機関からの分離傾向に対応するための組織見直し、条約の規定振りの見直し

② 世界的な郵便戦略の策定・実施

- ▶「ブカレスト郵便戦略」(2004年ブカレストUPU大会議で採択)に基づき、以下を推進。
 - ①ユニバーサル郵便サービス、②サービス品質と郵便ネットワークの効率性、③市場と顧客 ニーズへの対応、④郵便の改革と持続可能な発展、⑤郵便関係者間の協力と相互作用
- ③ 他の国際機関・民間事業者等との連携強化
- ▶ 郵便に関する現代的課題(通関の円滑化、安全・セキュリティ等)に対応するため、関係機関 (WCO、ICAO等)や事業者との連携を強化

ナイロビ大会議

2008年8月にケニア(ナイロビ)にて開催予定

ー「ナイロビ郵便戦略」(仮称)の策定 ー UPU文書改正案の採択 等を予定

12

UPU文書の構造と規定の例

連組 合織 文規 書のと 特定

【憲章】

第一編 組織規定

第一章 総則

第二章 連合への加入、脱退

第三章 連合の組織

第四章 連合の財政

第二編 連合の文書

第一章 総則

第二章 連合の文書の受諾・改廃

第三章 連合の文書の改正

第四章 紛議の解決

の連憲 た合章 めのの の運滴 規営用 定確 保

適国

用際

さ郵便

る業務

通

規

則

【一般規則】

第一章 連合の機関の運営

第二章 国際事務局

第三章 議案の提出、審査の手続

第四章 財政 第五章 仲裁

【万国郵便条約】

第一部 国際郵便業務に適用される 共通の規則

第一章 総則

第二部 通常郵便及び小包郵便に 適用される規則

第一章 業務の提供

第二章 責任

第三章 通常郵便に関する特別規定

第三部 補償金

第一章 通常郵便に関する特別規定 第二章 その他の規定

第十四条 大会議

2 大会議は、加盟国の代表者で構成する。

第二十一条 連合の経費、加盟国の分担金

3 連合の経費は、加盟国が共同で負担する。

第二十二条 連合の文書

2 一般規則は、憲章の適用及び連合の運営を確保するための規定を内容とする。一般規則は、すべての加盟 国について義務的な文書とし、留保の対象とならない。

第二十四条 国内法令

連合の文書の規定は、これらの文書で明らかに定めていない事項については、各加盟国の法令に影 響を及ぼすものではない。

第百一条 大会議及び臨時大会議の組織及び会合

1 加盟国の代表者は、前回の大会議が開催された年の終了後4年以内に、大会議として会合する。

第百十二条 国際事務局長の職務

2 国際事務局長は、次の権限を有する。

2.2大会議に於いて行われた決定をすべての加盟国政府に通報すること。

第百三十条 分担等級

1 加盟国は、自国の属する分担等級に従い、連合の経費を分担する。

第三条 普遍的な郵便業務

1 加盟国は、連合の単一の郵便境域という概念を強固にするため、すべての利用者が、その質を重視した郵便 の役務を、加盟国の領域のすべての地点において、恒久的に、かつ、合理的な価格の下で受けることができ るような普遍的な郵便業務の提供を受ける権利を享受することを確保する。

第六条 料金

1 各種の国際郵便業務及び特別業務に関する料金は、この条約及びその施行規則に定める原則に従って、 郵政庁が定める。

第十二条 基礎業務

1 加盟国は、通常郵便物の引受け、取扱い、運送及び配達を確保する。

第十八条 税関検査及び関税その他の課金

1 差出国の郵政庁及び名あて国の郵政庁は、自国の法令の定めるところにより、郵便物を税関検査に付するこ とができる。

第二十一条 郵政庁の責任及び賠償金

1.1 次条に規定する場合を除くほか、郵政庁は、次の事項について責任を負う。

第二十八条 到着料についての総則

1 この条約の施行規則に定める免除の規定が適用される場合を除くほか、他のいずれかの郵政庁から通常郵 便物を受領した郵政庁は、受領した国際郵便物に係る費用に対する補償金を差出郵政庁から受け取る権利 を有する。

【送金に関する約定】

【通常郵便に関する施行規則】

【小包郵便に関する施行規則】

UPUにおける最近の検討事項

大会議(2004年ブカレスト)

管理理事会

(CA: Council of Administration)

- 第1委員会(連合の改革) UPU組織の見直し
- 第2委員会(規制問題) 条約等文書の見直し (「郵政庁」の用語の置換等)
- 第3委員会(財政) 予算案等財政問題の審議
- 戦略計画グループ、戦略計画作業部会
 - ブカレスト郵便戦略の実施、ナイロビ郵便戦略案の作成

- 第4委員会(市場)
 - ・ダイレクトメール諮問理事会(DM Advisory Board)
 - ・ DM等ビジネス郵便市場開拓の取組み(人材育成、途上 国支援、国連他機関との連携等)
 - <mark>- 出版分野産業グループ</mark>(Publishing Secto<mark>r Industry Group)</mark>
 - 新聞・雑誌・書籍業界との連携、市場開拓、将来の消費者動向に係る調査等
 - <mark>郵趣発展世界連合</mark>(World Assoc. for the D<mark>evelopment of Philately)</mark>
 - 世界郵趣連合との連携、郵便切手販売市場の開拓
 - <mark>- 顧客関係PG</mark>(Customer Relations Project Group)
 - ・ 顧客満足度調査、ベストプラクティスの共有等
 - 調査・マーケティング開発PG(Research & Marketing Dev. PG)
 - ・ 地域調査研究、市場情報収集と配布

郵便業務理事会

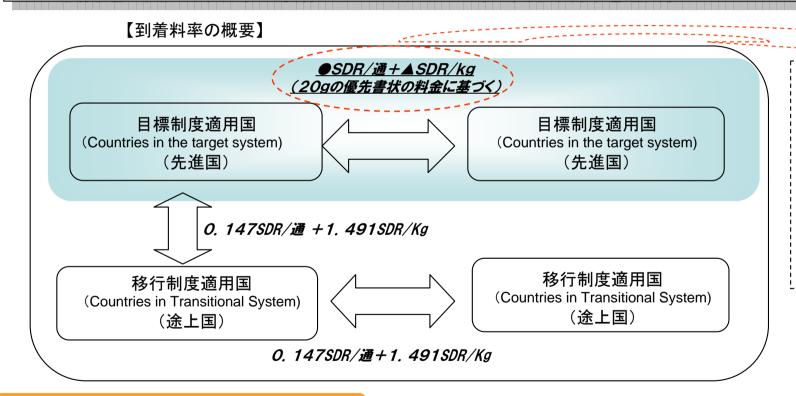
(POC: Postal Operations Council)

- 第1委員会(標準及び手続) 業務手続に係る施行規則(通常、小包)の改正
- 第2委員会(到着料及び経済上の問題) <u>到着料と品質との関連付け</u>、品質の測定方法、世界的監視システムのデザイン等
- 第3委員会(業務上の問題)
 - サービス品質PG(Quality of Service Project Group)
 - 品質管理保証システム方法論の確立・見直し、試験通信の実施・分析等
 - <mark>一責任PG(Liabilit</mark>y Project Group)
 - 郵政庁の賠償責任・免責の範囲に関する検討
 - <mark>- IATA-UPU連携委員会(IATA-UPU Contact Committee)</mark>
 - ・ 航空郵便に関するUPUとIATAの政策・規制問題の検証、航空キャリアと郵政庁間の電子 データの活用促進、料金構造・会計手続きの検証、セキュリティ 等
 - <mark>- 税関支援PG(Customs</mark> Support Project Group (CSPG))
 - 各国郵便禁制品情報等を含むPostal Export Guideの作成、欧米の関税法制改革がUPU 加盟国に与える影響の検証
 - - WCO-UPU連携委員会(WCO-UPU Contact Committee)
 - ・ 税関申告に係るコンプライアンス問題の検討、MEDICIプロジェクト(税関EDI)の推進 等
 - <mark>- アドレッシング</mark>PG(Addressing Project Group)
 - ・ 郵便番号普及促進と技術開発へ向けた取組み
 - ─ 環境と持続的成長PG(Environment and Sustainable Development PG)
 - ・ 持続的成長のための共通プラットフォーム構築のための取組み
- 〇 戦略計画グループ、戦略計画作業部会
 - 一 ブカレスト郵便戦略の実施、ナイロビ郵便戦略(案)の作成

到着料制度

到着料制度の概要

- 到着料は、二郵政庁間における通常郵便物の交換において、受取国郵政庁が、区分・配達等に係る費用として、 差出国郵政庁から受領する補償金。
- 到着料率は、すべての郵政庁を「目標制度に参加している国」(先進国)の郵政庁又は「移行制度に参加している国」 (開発途上国)の郵政庁に分類した上で、以下のように異なる料率を適用。



(基本料率、上限・下限料率は段階的に引き上げられるが、2007年は以下のとおり)

〇 基本料率

内国制度における20gの優先書状の 料金の64%

(上限料率

0.231SDR/通+1.812SDR/kg

下限料率

0.154SDR/通+1.566SDR/kg)

到着料率とサービス品質の関連付

- - 〇 先進国から開発途上国への郵便物の流れに関し、上記料率により算出される到着料の1~16.5%分を 開発途上国における業務の質を改善する資金調達のための資金として、先進国が支払っている。

MEDICIプロジェクト(Mail Electronic Data Interchange & Customs Integration)

(1) 概要

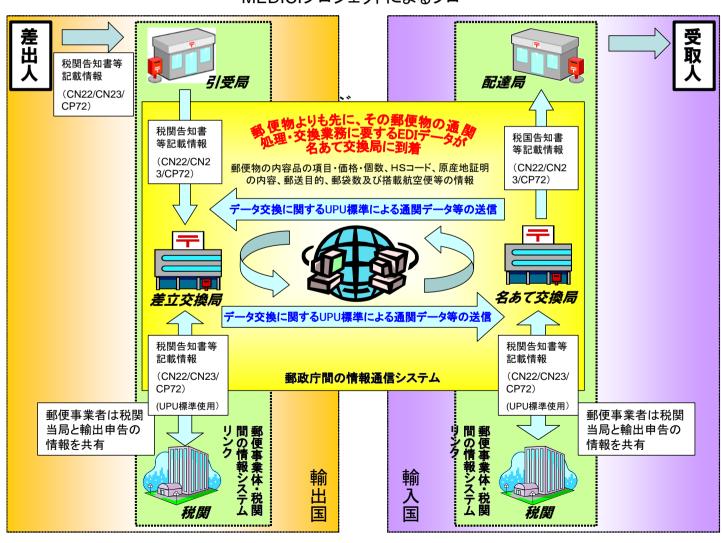
国際郵便物の輸出入に際し、<u>事前に郵便物の内容等に関する情報を電子データにより交換</u>し、国際郵便における迅速な通関及びセキュリティ向上を目指すプロジェクト。UPU傘下の検討体制であるUPU/WCO(世界税関機関)連絡委員会の支援の下で実施。

(2) 参加国(7カ国)

豪州、米国、英国、カナダ、ドイツ、 オランダ及びフィンランド

- (3) MEDICIプロジェクトで扱う主な分野
 - ・ 郵便物の識別
 - データ入力
 - 郵便フローの分離
 - 輸出の申告及び通関
 - ・ セキュリティ及び積荷目録
 - ・ 郵政庁間のデータ交換
 - データ管理及びプライバシー

MEDICIプロジェクトによるフロー



各国郵便事業体間の国際的連携・協調の取組み② 事業体の自主的取組み

「<mark>1.カハラ・ポストグループ(KPG: Kahala Posts Group)</mark>・

(1) 概要

KPGは、アジア太平洋の主要郵便事業体が、主にEMS 国際スピード郵便の品質向上を目的として2002年に設立 した郵便事業体のグループ。

- (2) 参加国(9力国・地域)
 - <u>日本</u>、豪州、中国、香港、韓国、米国、英国、スペイン、フランス
- (3) 主な活動

国内外を問わず、<u>差出人から受取人まで、ICTを活用した高度でシームレスな配送サービス</u>の展開を目指した取組みを実施。MEDICIプロジェクトにも参加。

【KPGの目指すシームレスな配送サービス】

	準備	積出し	差立処理	幹線	到着	配達	
				輸送	処理		
KPG	差出人	KPG メンバー -	KPG - メンバー _	航空会社	KPG _メンバ ー	KPG -メンバー	-1
		(集荷)	(標準配達日数内の配達を監視)				
 É来の 国際郵便	差出人	差出人 (無集荷)	A郵政庁	航空会社	B郵政 庁	B郵政 庁	
							-

2. 国際郵便機構(IPC: International Post Corporation)

(1) 概要

国際郵便に係る重要課題(<u>品質管理</u>、<u>新規サービス開発</u>等)に関する活動を行うことにより、郵便サービスの向上、ビジネス・インテリジェンスの創出等を図ることを目的として、1989年にオランダ民法上の協同組合として設立。本部はベルギーのブリュッセル

(2) 参加国(24カ国)

豪州、オーストリア、ベルギー、カナダ、キプロス、デンマーク、 イタリア、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイスランド、 アイルランド、イタリア、ルクセンブルク、ニュージーランド、 ノルウェー、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、 オランダ、英国、米国

- (3) 主な活動
 - ① 事業運営に係るサービス
 - ・ 郵便物の取扱い状況の監視システム(UNEX)の開発・提供
 - RFID(無線タグ)技術の監視
 - スプリンター(プライオリティメール用の国際トラック輸送ネットワーク)の導入
 - CAPE(郵便納器にRFIDを付け、発送状況の電子データを 集計するソフト)の導入
 - ・ MEDICIプロジェクトへの取組み
 - ② 市場調査・情報共有サービス
 - 国際エクスプレス市場の監視のためのデータ収集
 - 規制に関する情報収集・提供
 - ・ 到着料問題への取組み

米国における郵便制度改革の動き

経緯

▶ 2006年12月、郵便改革法(Postal Accountability and Enhancement Act)成立一1971年7月に郵政省が郵便庁(USPS)に改組されて以来の制度改正

改正の主な方向性

- 1. USPSの商品を市場占有商品と競争商品に分類し両者を異なる 規律で律する
 - ※市場占有商品について、収支均衡義務を撤廃
 - ※郵便料金について、市場占有商品にプライスキャップ制を導入する一方で、競争商品はUSPS経営委員会による決定で変更可とする
- 2. 独占範囲の見直し
 - ※従来の自由化範囲に加え、<u>書状料金(単品ファーストクラスメールの1オンス料金)の6倍以上</u>、 重量が12.5オンス(約350グラム)以上等の自由化
- 3. 郵便料金委員会を郵便規制委員会に改組し、料金のみならず 経営全般を監督
 - ※ただし、USPSに対しては、経営の自由度を付与(料金規制緩和等)
- 4. USPSによる非郵便サービスの新規提供の禁止

USPSが郵便規制委員会に提出した分類案の概要(2007年9月27日提出)

市場占有商品	競争商品
 First-Class Mail Standard Mail (Regular and nonprofit) Periodicals Package Services Special Services (Address List Services, Money Orders, Post Office Box Service等) Single-Piece First-Class International International Reply Coupons International Business Reply Mail Service 	・Express Mail ・Priority Mail ・Parcel Select ・Parcel Return Service ・International Packages ・International Expedited Services (EMSに相当するExpress Mail Internationalを含む) ・International Money Transfer Service 等

○この郵便改革法においては、改革の方向性のみを示した規定が多く見られ、具体的な実施内容は現在調整中(以下は主な項目)。

主な項目	郵便改革法の規定振り
独占(郵便受箱)	ー法施行後24ヶ月以内に、郵便規制委員会は、大統領と議会に郵便受け箱の独占に関する報告書を提出する
独占(郵便の範囲)	ー書状料金の6倍以上と重量12½オンス(約350g)以上以外の自由化内容は、別途USPSが特に認める 一法施行後18ヶ月以内に、郵便規制委員会は、市場占有商品の料金と種別を規制する制度を構築する 一法施行後24ヶ月以内に、郵便規制委員会は、大統領と議会に郵便独占に関する報告書を提出する
ユニバーサルサービスの範囲	ー法施行後24ヶ月以内に、郵便規制委員会は、大統領と議会にユニバーサルサービスに関する報告書を提出する
通関	ー法施行後6ヶ月又は国土安全保障省税関国境警備局が定める日以降、競争商品の国際郵便に関税法を適用する
競争法の適用	ー法施行後1年以内に、連邦取引委員会は、USPSの競争商品と民間企業の競合商品で適用の異なっている連邦法及び州法について、大統領と議会に報告する
競争商品への内部相互補助	ー法施行後18ヶ月以内に、郵便規制委員会が、競争商品への内部相互補助を禁止するための規則を規定するあ

EUにおける郵便制度改革の動き

郵便サービス指令の改正 - 独占範囲の撤廃等

現状及び指令改正案

- 1. 現行郵便サービス指令(1997年制定、2002年一部改正)概要
 - (1) ユニバーサルサービス(以下「US」)の定義
 - ・「週5日以上の営業日における1日1回以上の収集及び配達等の 低廉な料金による全利用者に対する提供した主義。
 - (2) 独占範囲の許容(リザーブドエリア)
 - ・ 加盟国に対しUSの確保を義務付けるとともに、US維持の観点から加盟国による一定範囲の独占設定を許容

(独占範囲の推移)

「350g、基本料金の5倍」(98年導入時)→「100g、基本料金の3倍」 →「**50g、基本料金の2.5倍**」(現行)と推移。

- (3) 指令の有効期限: 2008年末
- 2, 主要国の現状
 - **ドイツ**は、2002年末としていたドイツポストの独占範囲撤廃を2007 年末まで延長(2001年7月)
 - ・ **英国**は、2006年1月1日より、業務範囲に関わらず免許制による参入が可能(2007年4月1日としていた自由化スケジュールを前倒しし、独占範囲を撤廃)。
 - この他、スウェーデン、フィンランドにおいても独占範囲を撤廃。
- 3. 欧州委員会による指令改正案(2006年10月採択)
 - ・ <u>独占範囲(リザーブドエリア)を撤廃</u>し、<u>2009年1月までに</u> 市場を完全開放
 - US義務を含む主要な条項を維持しつつ、<u>US提供に対する</u>
 財源措置として複数メニュー(国家補助、公共調達、補償基金、費用共有(事業者間又は利用者間)等)を加盟国に提示。

改正の方向性

- O EU電気通信相理事会における合意 (2008年10月1日、於 ルクセンブルク)
 - ・ 欧州議会等での議論を経て、上記理事会において次のと おり合意。(今後、EU議会において、本合意事項を反映し た同指令案を審議予定)
 - ① 独占範囲の撤廃期限
 - ・ 遅くとも2010年末とする。
 - ・ ただし、以下の11加盟国については、事前に欧州委員会に通知することにより、指令の実施を2年間延期 (2012年末まで)することができる。

キプロス、チェコ、ギリシャ、ハンガリー、ラトビア、 リトアニア、ルクセンブルク、マルタ、ポーランド、 ルーマニア、スロバキア

② 相互主義

・ 2011年1月から2012年末までの期間、2012年末 まで独占範囲を維持する国で営業している郵便事業体 に対する認可付与を拒否できる。

③ 欧州委員会の支援

・ USに関する純費用計算を含め、指令の実施について 欧州委員会が加盟国を支援する。USの純費用の計算 に関するガイダンスをアネックスとして指令に盛り込む。